

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和元年5月13日
【会社名】	バルテス株式会社
【英訳名】	VALTES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 真史
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市西区阿波座1丁目3番15号
【電話番号】	(06)6534-6561(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西村 祐一
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市西区阿波座1丁目3番15号
【電話番号】	(06)6534-6561(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西村 祐一
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 429,930,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 128,205,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 98,847,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	バルテス株式会社 東京本社 (東京都千代田区麹町一丁目10番地)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年4月18日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集843,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を令和元年5月10日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し360,400株（引受人の買取引受による売出し203,500株・オーバーアロットメントによる売出し156,900株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、及び「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4．親引け先への販売について」を追加記載するため、また、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、該当箇所を訂正するため、さらに、同日開催の取締役会において第15期連結会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の連結財務諸表が承認されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
 - 2．第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について
 - 3．ロックアップについて
 - 4．親引け先への販売について

第二部 企業情報

第3 設備の状況

- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (2) 新株予約権等の状況
- 5 役員の状況

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
 - (1) 連結財務諸表
注記事項
 - （未適用の会計基準等）
 - （ストック・オプション等関係）連結附属明細表
 - (2) その他

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

- 1 第三者割当等による株式等の発行の内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

（ただし、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他」については、_____ 罫を省略しております。）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	843,000（注）2．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成31年4月18日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成31年4月18日開催予定の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数843,000株であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、平成31年5月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、90,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5．上記とは別に、平成31年4月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	843,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注)1.平成31年4月18日開催の取締役会決議によっております。

- 2.発行数については、平成31年4月18日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数843,000株であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3.当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、90,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4.親引け先への販売について」をご参照下さい。
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 4.当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 5.上記とは別に、平成31年4月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。
 なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

（訂正前）

平成31年5月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成31年5月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	843,000	386,937,000	-
計（総発行株式）	843,000	386,937,000	-

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（540円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は455,220,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

令和元年5月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は令和元年5月10日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（510円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	843,000	<u>429,930,000</u>	-
計（総発行株式）	843,000	<u>429,930,000</u>	-

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

5．仮条件（600円～660円）の平均価格（630円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は531,090,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 平成31年5月23日(木) 至 平成31年5月28日(火)	未定 (注)4.	平成31年5月29日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成31年5月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年5月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成31年5月10日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成31年5月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成31年5月30日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成31年5月14日から平成31年5月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	510	未定 (注)3.	100	自 令和元年5月23日(木) 至 令和元年5月28日(火)	未定 (注)4.	令和元年5月29日(水)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、600円以上660円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、令和元年5月21日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(510円)及び令和元年5月21日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、令和元年5月30日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、令和元年5月14日から令和元年5月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(510円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成31年5月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号				
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号				
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号				
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号				
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号				
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号				
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号				
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号				
ひろぎん証券株式会社	広島市中区立町2番30号				
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6				
むさし証券株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13				
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号				
計	-			843,000	-

- (注) 1. 平成31年5月10日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年5月21日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	685,600	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、令和元年5月29日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	41,900	
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	10,500	
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	10,500	
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	10,500	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	10,500	
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号	10,500	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	10,500	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	10,500	
ひろぎん証券株式会社	広島市中区立町2番30号	10,500	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	10,500	
むさし証券株式会社	さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	10,500	
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	10,500	
計	-	843,000	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(令和元年5月21日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
418,802,400	5,500,000	413,302,400

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（540円）を基礎として算出した見込額であります。平成31年5月10日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
488,602,800	5,500,000	483,102,800

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（600円～660円）の平均価格（630円）を基礎として算出した見込額であります。令和元年5月10日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額413,302千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限77,947千円と合わせて以下のとおり充当する予定であります。

テストエンジニアの採用費

テストエンジニアの採用環境は厳しさを増しておりますが、当社の成長のためには優秀なテストエンジニアの確保は不可欠でありますので、エンジニアの採用費用として平成32年3月期に150,000千円、平成33年3月期に119,249千円を充当する予定であります。

基幹システム投資

業績管理体制の強化及び管理業務の効率化を目的とした基幹システムへの投資として、平成33年3月期に100,000千円を充当する予定であります。

テストセンター増設

業容拡大に伴う新たなテストセンターの開設費用として、平成33年3月期に30,000千円を充当する予定であります。

借入金の返済

財務体質強化のため借入金返済資金として平成32年3月期に50,000千円、平成33年3月期に42,000千円を充当する予定であります。

なお、上記調達金額は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額483,102千円については、「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限90,939千円と合わせて以下のとおり充当する予定であります。

テストエンジニアの採用費

テストエンジニアの採用環境は厳しさを増しておりますが、当社の成長のためには優秀なテストエンジニアの確保は不可欠でありますので、エンジニアの採用費用として令和2年3月期に150,000千円、令和3年3月期に182,042千円を充当する予定であります。

基幹システム投資

業績管理体制の強化及び管理業務の効率化を目的とした基幹システムへの投資として、令和3年3月期に100,000千円を充当する予定であります。

テストセンター増設

業容拡大に伴う新たなテストセンターの開設費用として、令和3年3月期に30,000千円を充当する予定であります。

借入金の返済

財務体質強化のため借入金返済資金として令和2年3月期に86,000千円、令和3年3月期に26,000千円を充当する予定であります。

なお、上記調達金額は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

平成31年5月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	203,500	109,890,000	大阪府守口市 田中 真史 202,500株 大阪府柏原市 大園 雅嗣 1,000株
計(総売出株式)	-	203,500	109,890,000	-

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（540円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

令和元年5月21日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	203,500	128,205,000	大阪府守口市 田中 真史 202,500株 大阪府柏原市 大園 雅嗣 1,000株
計(総売出株式)	-	203,500	128,205,000	-

- （注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 2．「第1 募集要項」における自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3．売出価額の総額は、仮条件（600円～660円）の平均価格（630円）で算出した見込額であります。
- 4．売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4．に記載した振替機関と同一であります。
- 6．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成31年 5月23日(木) 至 平成31年 5月28日(火)	100	未定 (注)2.	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成31年5月21日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 令和元年 5月23日(木) 至 令和元年 5月28日(火)	100	未定 (注)2.	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注)3.

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(令和元年5月21日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	156,900	84,726,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 156,900株
計(総売出株式)	-	156,900	84,726,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成31年4月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（540円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	156,900	98,847,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 156,900株
計(総売出株式)	-	156,900	98,847,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成31年4月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（600円～660円）の平均価格（630円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成31年 5月23日(木) 至 平成31年 5月28日(火)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI証券の本店 及び営業所	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

(訂正後)

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 令和元年 5月23日(木) 至 令和元年 5月28日(火)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI証券の本店 及び営業所	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中真史（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年4月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件自己株式の処分」という。）を行うことを決議しております。本件自己株式の処分の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 156,900株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	払込期日	平成31年6月28日（金）

（注）1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成31年5月10日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成31年5月21日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件自己株式の処分による株式の割当又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、平成31年5月30日から平成31年6月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田中真史（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成31年4月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式156,900株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件自己株式の処分」という。）を行うことを決議しております。本件自己株式の処分の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 156,900株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき510円
(3)	払込期日	令和元年6月28日（金）

（注） 割当価格は、令和元年5月21日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件自己株式の処分による株式の割当又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、令和元年5月30日から令和元年6月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である田中真史、売出人である大園雅嗣並びに当社株主である西村祐一、及び当社社員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。また、当社株主であるHC8号投資事業有限責任組合、野村證券株式会社、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合、株式会社三菱UFJ銀行、紀陽リース・キャピタル株式会社、ハクバ写真産業株式会社及びSBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成31年8月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）は行わない旨合意しております。当社の新株予約権を保有する西村祐一、大園雅嗣、森勇作及び小塚武典は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成31年4月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である田中真史、売出人である大園雅嗣並びに当社株主である西村祐一、及び当社社員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。また、当社株主であるHC8号投資事業有限責任組合、野村證券株式会社、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合、株式会社三菱UFJ銀行、紀陽リース・キャピタル株式会社、ハクバ写真産業株式会社及びSBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の令和元年8月27日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）は行わない旨合意しております。当社の新株予約権を保有する西村祐一、大園雅嗣、森勇作及び小塚武典は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和元年11月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成31年4月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期（当日を含む）後180日目の日（令和元年11月25日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

（訂正前）
記載なし

（訂正後）

4．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a．親引け先の概要	バルテス社員持株会（理事長 石原 一宏） 大阪府大阪市西区阿波座1-3-15
b．当社と親引け先との関係	当社の社員持株会であります。
c．親引け先の選定理由	当社社員の福利厚生等を目的として、当社社員持株会を親引け予定として選定しました。
d．親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、90,000株を上限として、令和元年5月21日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e．株券等の保有方針	長期的に保有する方針であります。
f．払込みに要する資金等の状況	当社は、払込に要する資金について、当社社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g．親引け先の実態	当社の社員で構成する社員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3．ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（令和元年5月21日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
田中 真史	大阪府守口市	4,050,000	67.89	3,847,500	56.51
バルテス社員持株会	大阪府大阪市西区阿波座1-3-15	689,500	11.56	779,500	11.45
H C 8号投資事業有限責任組合	広島県広島市中区銀山町3番1号	250,000	4.19	250,000	3.67
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	150,000	2.51	150,000	2.20
S B Iベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	115,200	1.93	115,200	1.69
西村 祐一	大阪府大阪市西区	120,000 (20,000)	2.01 (0.34)	120,000 (20,000)	1.76 (0.29)
大園 雅嗣	大阪府柏原市	120,000 (20,000)	2.01 (0.34)	119,000 (20,000)	1.75 (0.29)
S B Iベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	83,400	1.40	83,400	1.22
S B Iベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	59,700	1.00	59,700	0.88
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	50,000	0.84	50,000	0.73
紀陽リース・キャピタル株式会社	和歌山県和歌山市七番24番地	50,000	0.84	50,000	0.73
ハクバ写真産業株式会社	東京都墨田区亀沢1-3-7	50,000	0.84	50,000	0.73
計	—	5,787,800 (40,000)	97.02 (0.67)	5,674,300 (40,000)	83.34 (0.59)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年4月18日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、平成31年4月18日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（90,000株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第3【設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】

本文中、平成31年5月1日以降の元号について、平成31年5月を令和元年5月に訂正

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

本文中、平成31年5月1日以降の元号について、平成32年を令和2年に、平成35年を令和5年に、平成36年を令和6年に訂正

5【役員の状況】

注記中、平成31年5月1日以降の元号について、平成32年を令和2年に、平成34年を令和4年に訂正

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(未適用の会計基準等)

本文中、平成31年5月1日以降の元号について、平成34年を令和4年に訂正

(ストック・オプション等関係)

本文中、平成31年5月1日以降の元号について、平成32年を令和2年に、平成35年を令和5年に、平成36年を令和6年に訂正

【連結附属明細表】

本文中、平成31年5月1日以降の元号について、平成34年を令和4年に訂正

(2)【その他】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

最近の経営成績及び財政状態の概況

令和元年5月10日開催の取締役会において承認された第15期連結会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表

イ 連結貸借対照表

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	292,969
受取手形及び売掛金	518,032
電子記録債権	10,860
仕掛品	14,641
その他	46,065
流動資産合計	882,568
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	63,742
減価償却累計額	5,558
建物附属設備（純額）	58,183
工具、器具及び備品	64,997
減価償却累計額	44,426
工具、器具及び備品（純額）	20,571
リース資産	7,005
減価償却累計額	1,250
リース資産（純額）	5,755
有形固定資産合計	84,511
無形固定資産	
ソフトウェア	7,240
その他	7
無形固定資産合計	7,248
投資その他の資産	
差入保証金	76,967
繰延税金資産	113,950
その他	2,534
投資その他の資産合計	193,452
固定資産合計	285,211
資産合計	1,167,780

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成31年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	73,263
短期借入金	86,500
1年内返済予定の長期借入金	49,063
未払金	258,443
未払法人税等	58,127
未払消費税等	60,461
賞与引当金	72,240
その他	47,728
流動負債合計	705,828
固定負債	
長期借入金	42,331
その他	4,912
固定負債合計	47,243
負債合計	753,071
純資産の部	
株主資本	
資本金	90,000
資本剰余金	167,345
利益剰余金	183,373
自己株式	28,250
株主資本合計	412,468
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	2,240
その他の包括利益累計額合計	2,240
純資産合計	414,708
負債純資産合計	1,167,780

□ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
（連結損益計算書）

（単位：千円）

	当連結会計年度	
	（自	平成30年4月1日
	至	平成31年3月31日）
売上高		3,279,146
売上原価		2,279,487
売上総利益		999,658
販売費及び一般管理費	1, 2	811,108
営業利益		188,550
営業外収益		
受取利息及び配当金		9
助成金収入		1,850
為替差益		1,350
その他		269
営業外収益合計		3,481
営業外費用		
支払利息		1,704
支払保証料		901
事務所移転費用		2,242
営業外費用合計		4,848
経常利益		187,182
税金等調整前当期純利益		187,182
法人税、住民税及び事業税		58,128
法人税等調整額		18,906
法人税等合計		39,221
当期純利益		147,961
親会社株主に帰属する当期純利益		147,961

（連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	当連結会計年度	
	（自	平成30年4月1日
	至	平成31年3月31日）
当期純利益		147,961
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		899
その他の包括利益合計		899
包括利益		147,061
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益		147,061
非支配株主に係る包括利益		-

八 連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,000	167,345	35,412	28,250	264,507
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			147,961		147,961
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）					
当期変動額合計	-	-	147,961	-	147,961
当期末残高	90,000	167,345	183,373	28,250	412,468

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,139	3,139	267,647
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			147,961
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	899	899	899
当期変動額合計	899	899	147,061
当期末残高	2,240	2,240	414,708

二 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

当連結会計年度	
(自 平成30年4月1日	
至 平成31年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	187,182
減価償却費	21,096
事務所移転費用	2,242
賞与引当金の増減額(は減少)	18,045
受取利息及び受取配当金	9
支払利息	1,704
売上債権の増減額(は増加)	138,930
仕掛品の増減額(は増加)	6,914
仕入債務の増減額(は減少)	37,326
未払金の増減額(は減少)	65,641
未払消費税等の増減額(は減少)	36,349
その他	8,982
小計	232,718
利息及び配当金の受取額	9
利息の支払額	1,684
事務所移転費用の支払額	1,828
法人税等の支払額	1,045
法人税等の還付額	20,411
営業活動によるキャッシュ・フロー	248,581
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	58,060
無形固定資産の取得による支出	2,000
資産除去債務の履行による支出	1,650
敷金及び保証金の差入による支出	13,865
敷金及び保証金の回収による収入	21,437
投資活動によるキャッシュ・フロー	54,138
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	26,000
長期借入金の返済による支出	64,820
その他	913
財務活動によるキャッシュ・フロー	91,733
現金及び現金同等物に係る換算差額	398
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	103,107
現金及び現金同等物の期首残高	169,862
現金及び現金同等物の期末残高	272,969

注記事項

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1．連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

バルテス・モバイルテクノロジー株式会社

VALTES Advanced Technology, Inc.

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、VALTES Advanced Technology, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（表示方法の変更）

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、税効果会計関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

（連結損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
役員報酬	76,440 千円
給与手当	207,638
賞与引当金繰入額	14,448
退職給付費用	8,664
採用費	119,018

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
	30,898 千円

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
為替換算調整勘定：	
当期発生額	899 千円
その他の包括利益合計	899

（連結株主資本等変動計算書関係）

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1．発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,150,000	-	-	7,150,000
合計	7,150,000	-	-	7,150,000
自己株式				
普通株式	1,250,000	-	-	1,250,000
合計	1,250,000	-	-	1,250,000

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会 計年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金及び預金勘定	292,969 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	20,000
現金及び現金同等物	272,969

（リース取引関係）

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金その他比較的安全性の高い金融商品に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。

借入金は、ソフトウェアテスト管理ツールの開発資金の調達を目的としたものであります。なお、借入金は、金利の変動リスクを回避するため主に固定金利を利用してあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

社内規程に従い、営業債権について営業部門及び管理部門が定期的にモニタリングを行い管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(期日に支払できなくなるリスク)の管理

経営管理部において適時に資金繰り計画を作成し、キャッシュポジションを把握・管理して流動性を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	292,969	292,969	-
(2)受取手形及び売掛金	518,032	518,032	-
(3)差入保証金	76,967	75,879	1,088
資産計	887,969	886,881	1,088
(1)買掛金	73,263	73,263	-
(2)未払金	258,443	258,443	-
(3)未払消費税等	60,461	60,461	-
(4)短期借入金	86,500	86,500	-
(5)長期借入金(1年内返済予定のものを 含む)	91,394	91,440	46
負債計	570,062	570,108	46

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

これらの時価について、回収見込額を国債の利回りで割り引いた現在価値にて算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払消費税等及び(4)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	292,969	-	-	-
受取手形及び売掛金	518,032	-	-	-
合計	811,001	-	-	-

返還時期の見積りが困難な差入保証金については、記載しておりません。

3. 長期借入金、その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	86,500	-	-	-	-	-
長期借入金	49,063	26,897	13,128	2,306	-	-
合計	135,563	26,897	13,128	2,306	-	-

(退職給付関係)

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社の退職金の給付は、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、31,305千円であります。

（ストック・オプション等関係）

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社社外取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 37名 当社子会社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 18名 当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 47,000株	普通株式 32,200株
付与日	平成27年3月28日	平成28年11月15日
権利確定条件	<p>権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>	<p>権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年3月29日 至 令和5年3月28日	自 令和2年11月15日 至 令和6年11月14日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成28年12月13日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成31年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	47,000	32,200
付与	-	-
失効	11,800	1,600
権利確定	-	-
未確定残	35,200	30,600
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成28年12月13日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	75	77
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 平成28年12月13日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	24,683千円
未払賞与	7,823
未払事業税	6,041
税務上の繰越欠損金(注)	15,804
資産除去債務	612
一括償却資産	1,943
ソフトウェア償却超過額	56,932
その他	7,923
繰延税金資産小計	121,765
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	5,307
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,507
評価性引当額小計	7,815
繰延税金資産合計	113,950
繰延税金資産の純額	113,950

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 1	-	-	-	-	-	15,804	15,804
評価性引当額	-	-	-	-	-	5,307	5,307
繰延税金資産	-	-	-	-	-	10,497	2 10,497

1: 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2: 将来の課税所得の見込みにより、税務上の繰越欠損金のうち回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	34.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	1.1
所得拡大促進税制の特別控除	5.0
評価性引当額の増減	9.0
海外連結子会社の適用税率差異	0.0
中小法人軽減税率の影響	0.4
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.0

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業所等の賃貸借契約に基づく賃貸借契約終了時の原状回復義務等であります。なお、当該資産除去債務の一部に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
期首残高	1,317千円
時の経過による調整額	62
資産除去債務の履行による減少額	1,650
その他増減額(は減少)	269
期末残高	-

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業活動を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「ソフトウェアテストサービス事業」、「Web/モバイルアプリ開発サービス事業」及び「オフショアサービス事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ソフトウェアテストサービス事業」は、メーカーやソフトウェアベンダーの顧客企業に対して、テスト計画、テスト設計、テストケース作成、テスト実施、テストサマリレポートまで幅広く的確にフォローし、第三者の中立的立場から効果的なテストサービスを提供しております。「Web/モバイルアプリ開発サービス事業」は、Web/モバイルアプリ開発及びWebアプリ・モバイルアプリのWebセキュリティ診断（脆弱性診断）を提供しており、熟練した技術者の診断ノウハウを可能な限り手順化し、独自のツールを利用して診断し、脆弱性を検出するサービスを提供しております。「オフショアサービス事業」は、当社グループであるVALTES Advanced Technology, Inc.において、グループ会社とのノウハウ共有により、顧客企業の製品の品質向上をサポートするテストサービスとシステム受託開発を提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注)	合計
	ソフトウェア テストサービ ス	Web/モバイ ルアプリ開 発サービス	オフショア サービス	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,948,113	281,345	49,687	3,279,146	-	3,279,146
セグメント間の内部売上高又は 振替高	7,506	53,437	4,725	65,670	65,670	-
計	2,955,620	334,782	54,412	3,344,816	65,670	3,279,146
セグメント利益又は損失()	218,771	34,693	1,254	252,210	63,660	188,550
セグメント資産	983,395	177,463	28,706	1,189,565	21,785	1,167,780
その他の項目						
減価償却費	18,228	2,643	403	21,275	179	21,096
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	55,696	1,147	-	56,844	-	56,844

(注) 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額 63,660千円は、セグメント間取引消去179千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 63,840千円であります。
- (2) セグメント資産の調整額 21,785千円は、セグメント間債権債務及び未実現利益の消去であります。
- (3) 減価償却費の調整額 179千円は、セグメント間未実現利益の消去であります。

関連情報

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天株式会社	567,616	ソフトウェアテストサービス Web / モバイルアプリ開発サービス

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	田中真史	-	-	当社代表取締役	被所有 直接68.6%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務保証	116,394	-	-

（注）1．上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して、代表取締役 田中真史より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

（1株当たり情報）

	当連結会計年度 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
1株当たり純資産額	70.29円
1株当たり当期純利益	25.08円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	147,961
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	147,961
普通株式の期中平均株式数（株）	5,900,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数658個）。

（重要な後発事象）

（公募による自己株式の処分及び株式の売出し）

当社は、令和元年5月30日に東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。上場にあたり、平成31年4月18日及び令和元年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の処分及び株式の売出しを決議いたしました。

（1）公募による自己株式の処分

募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）

募集する株式の種類及び数 当社普通株式 843,000株

処分価格及び引受価額 処分価格は仮条件（600円～660円）を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、令和元年5月21日に決定します。引受価額は当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取る金額であります。

払込金額 1株につき510円（会社法上の払込金額であり、令和元年5月10日開催の取締役会において決定された金額）

処分価額の総額 429,930千円（会社法上の払込金額の総額）

払込期日 令和元年5月29日

資金の使途：テストエンジニアの採用、基幹システムへの投資、テストセンター増設、借入金の返済などに充当する予定です。

（2）当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

売出株式数 当社普通株式 203,500株

引受価額 上記(1)の引受価額と同額とし、令和元年5月21日に決定します。

売出株式の所有者及び売出株式数

田中 真史 202,500株

大園 雅嗣 1,000株

売出方法 売出価格による一般向け売出しとし、株式会社SBI証券に全株式を引受価額で買取引受させます。

受渡期日 令和元年5月30日

（第三者割当による自己株式の処分）

当社は、平成31年4月18日及び令和元年5月10日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券が当社株主である田中真史より借り入れる当社普通株式の返還に必要な株式を取得させるため、同社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を下記のとおり決議いたしました。

募集方法 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）

募集株式の種類及び数 当社普通株式 156,900株（上限）

処分価格及び引受価額 処分価格は仮条件（600円～660円）を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、令和元年5月21日に決定します。引受価額は当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取る金額であります。

払込金額 1株につき510円（会社法上の払込金額であり、令和元年5月10日開催の取締役会において決定された金額）

処分価額の総額 80,019千円（会社法上の払込金額の総額）

払込期日 令和元年6月28日

割当先 株式会社SBI証券

資金の使途：テストエンジニアの採用、基幹システムへの投資、テストセンター増設、借入金の返済などに充当する予定です。

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

本文中、平成31年5月1日以降の元号について、平成32年を令和2年に、平成36年を令和6年に訂正